

岡山市 2 項道路の廃止に関する要綱

令和 5 年 4 月 1 日

岡山市 都市整備局 住宅・建築部 建築指導課

岡山市 2 項道路の廃止に関する要綱

第 1 章 総則及び技術基準

(目 的)

第 1 条 この要綱は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 42 条第 2 項の規定に基づき指定された道路の廃止を行うことについて必要な事項を定め、もって適正な法の運用を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 2 項道路 法第 42 条第 2 項の規定に基づき特定行政庁の指定した道路をいう。
- 二 開発行為 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 12 項に規定する開発行為をいう。
- 三 既存道路 既存の法第 42 条に規定する道路をいう。
- 四 道路起点 2 項道路が接続する既存道路の境界線と 2 項道路の起点部の中心線との交点をいう。（SP：スタートポイント）
- 五 道路終点 2 項道路の終端部の中心点をいう。（EP：エンドポイント）
- 六 道路後退線 法第 42 条第 2 項に規定するみなし道路境界線をいう。
- 七 総延長 道路起点から道路終点までの長さをいい、勾配のある場合は実延長とする。
- 八 申請者 2 項道路を廃止しようとする者をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この要綱の適用範囲は、岡山市の区域における 2 項道路及びその道路に接する土地とする。

(廃止に係る技術基準)

第 4 条 2 項道路の廃止に係る計画については、次に掲げる基準（以下「技術基準」という。）に適合するものとしなければならない。

- 一 廃止によって、2 項道路に接する敷地が法第 43 条第 1 項又は同条第 3 項の規定に基づく条例の規定に抵触しないこと。
- 二 原則として、2 項道路の路線間における道路起点から道路終点までの全部を廃止するものであること。
- 三 現状で道路の形態を有しない、開発行為等により 2 項道路の必要性が無くなる等、廃止するに足る正当な理由があること。

(関係部局との協議等)

第 5 条 開発行為等に伴い公道、農道等の官地である 2 項道路を廃止する場合は、当該道路の管理者である担当部局とあらかじめ協議を行い、付け替えや払下げ等の所定の手続きを遅滞なく行うこと。

第2章 申請方法

(事前審査承認申請)

第6条 申請者は、その計画が技術基準に適合するものであることについて、事前審査承認申請書（様式第1号）正副2通に、それぞれ次の表に掲げる関係図書を添えて市長に提出し、その審査を受けなければならない。なお、添付書類のサイズはA4、添付図面のサイズはA3又はA4とする。

添付書類

① 委任状	代理者がある場合は添付すること。
② 地籍図	関係土地の公図（法務局備え付けのもの）を転写し、既存道路、水路等を色わけするとともに、廃止する2項道路の位置、転写場所、転写者氏名、転写年月日を記入すること。あわせて、未加工の公図も別途添付すること。
③ 登記簿謄本	廃止する2項道路及び2項道路に接する土地・建物のものを添付すること。
④ 現況写真	廃止する2項道路及び2項道路が接続する既存道路、2項道路に接する土地・建物の状況が分かる写真を添付すること。写真の大きさはサービス版程度とし、カラー写真とすること。
⑤ その他の書類	その他市長が必要と認める書類がある場合は添付すること。

※地籍図、登記簿謄本は申請日から3ヶ月以内に取得したものとする。（インターネット登記情報提供サービスにより取得したものでもよい。）

添付図面

① 附近見取図	縮尺1/2500の都市計画図に地図番号、方位、廃止する2項道路の位置、用途地域を記入すること。
② 土地利用平面図	下記の内容を記入すること。（工事を伴う場合は、工事施工前の現況及び工事計画として記載すること。） ① 廃止する2項道路の位置及び周囲の状況（建築物、構造物、レベル等） ② 廃止する2項道路の道路幅員、道路中心線（一方後退の場合は不要）、総延長、道路起点、道路終点、道路後退線 ③ 既存道路の道路幅員、建築基準法上の道路種別、現況写真の撮影位置 ④ 工事を伴う場合は工事内容の詳細
③ 法適合状況図	廃止する2項道路に接する敷地に存する建築物について、廃止に伴う法上の影響（接道、建蔽率・容積率等の集団規定）を確認し図面化すること。
④ その他の図面	その他市長が必要と認める図面がある場合は添付すること。

- 2 市長は、前項の事前審査承認申請書の内容を審査し、現地を調査したうえで、必要であれば関係部局への意見照会を行うものとする。その結果、当該計画が技術基準に適合していると認めた場合は、事前審査承認通知書（様式第2号）を申請者に交付する。
- 3 前項の事前審査承認通知書の交付を受けた申請者は、関係権利者等に計画及び法の規定を説明し承諾を得るとともに、工事を伴う場合は必要な許可等を取得の上、速やかに工事を完了すること。

(廃止承諾)

第7条 2項道路の廃止の申請に際しては、廃止する2項道路の土地（道路法上の道路、農道、官有水路を除く。）の所有者並びに廃止する2項道路に接する土地の所有者から承諾を得ること。

(以下「廃止承諾」という。)**【図1参照】**

2 廃止承諾は、所定の様式に実印で得ること。ただし、廃止する2項道路に接する土地の所有者からの廃止承諾は認印で得ても差し支えない。

3 廃止される2項道路が現状で形態を有しておらず、廃止について土地の所有者の同意があることが明らかであると市長が認める場合、第1項の規定は適用しない。

(2項道路の廃止申請)

第8条 第6条第3項に規定する行為を完了した申請者は、2項道路廃止申請書（岡山市建築基準法施行細則（昭和43年市規則第39号。以下「細則」という。）様式第9号。以下「廃止申請書」という。）及び2項道路廃止通知書（細則様式第10号。以下「廃止通知書」という。）に、それぞれ次の表に掲げる関係図書を添えて市長に提出しなければならない。なお、添付書類のサイズはA4、添付図面のサイズはA3（様式第6号）とすること。

添付書類

① 委任状	代理者がある場合は添付すること。
② 廃止承諾書	廃止する2項道路の土地については、廃止申請書及び廃止通知書の承諾欄に所定の事項を記入し、押印すること。廃止する2項道路に接する土地及び建物については、様式第3号に所定の事項を記入し、押印すること。
③ 印鑑証明書	廃止承諾書で承諾した者の印鑑証明書を添付すること。ただし、承諾した者が官公庁の場合はこの限りではない。
④ 地籍図	関係土地の公図（法務局備え付けのもの）を転写し、既存道路、水路等を色わけするとともに、廃止する2項道路の位置、転写場所、転写者氏名、転写年月日を記入すること。あわせて、未加工の公図も別途添付すること。
⑤ 登記簿謄本	廃止する2項道路及び2項道路に接する土地・建物のものを添付すること。
⑥ 工事完成写真	工事を伴う場合は、工事着手前の現況、完成状況の写真を撮影し、写真帳に整理して提出すること。写真の大きさはサービス版程度とし、カラー写真とすること。
⑦ 許可書等	工事を伴う場合で、当該工事について公共物使用許可及び道路法、その他関係法令に基づく許認可を要するときは、許可書等の写しを添付すること。
⑧ 指定道路調書	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第42号の24様式に所定の事項を記入すること。
⑨ その他の書類	その他市長が必要と認める書類がある場合は添付すること。

※印鑑証明書、登記簿謄本、地籍図は申請日から3ヶ月以内に取得したものとすること。

※廃止申請書に添付する地籍図及び登記簿謄本は、法務局で取得した原本とすること。

添付図面（様式第 6 号に次に掲げる内容を明記すること。）

① 附近見取図	縮尺 1／2500 の都市計画図に地図番号、方位、廃止する 2 項道路の位置、用途地域を記入すること。
② 地籍図	関係土地の公図（法務局備え付けのもの）を転写し、方位、縮尺、廃止する 2 項道路の位置を記入すること。
③ 土地利用平面図	下記の内容を記入すること。（工事を伴う場合は、工事施工後の状況として記載すること。） ① 廃止する 2 項道路の位置及び周囲の状況（建築物、構造物、レベル等） ② 廃止する 2 項道路の道路幅員、道路中心線（一方後退の場合は不要）、総延長、道路起点、道路終点、道路後退線 ③ 既存道路の道路幅員、建築基準法上の道路種別 ④ 工事を伴う場合は工事後の状況の詳細
④ その他の図面	その他市長が必要と認める図面がある場合は添付すること。

（2 項道路の廃止）

第 9 条 市長は、前条の廃止申請書の提出があった場合は、その内容及び現場を審査し、技術基準に適合し必要な廃止承諾が得られていると認めたときは、2 項道路を廃止し、廃止通知書を申請者に交付するとともに、その旨を公告するものとする。

（取り下げ届、取りやめ届）

第 10 条 申請者は、第 6 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定に基づく申請書を提出した後、当該申請を取り下げようとするときは、取り下げ届（様式第 4 号）を提出しなければならない。

2 申請者は、第 6 条第 2 項の規定に基づく事前審査承認通知書の交付を受けた後、当該計画を取りやめようとするときは、取りやめ届（様式第 5 号）を提出しなければならない。

3 第 6 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定に基づく申請書に対する補正指示から 1 年を経過したものについては、第 1 項の取り下げ届の提出があったものとみなす。

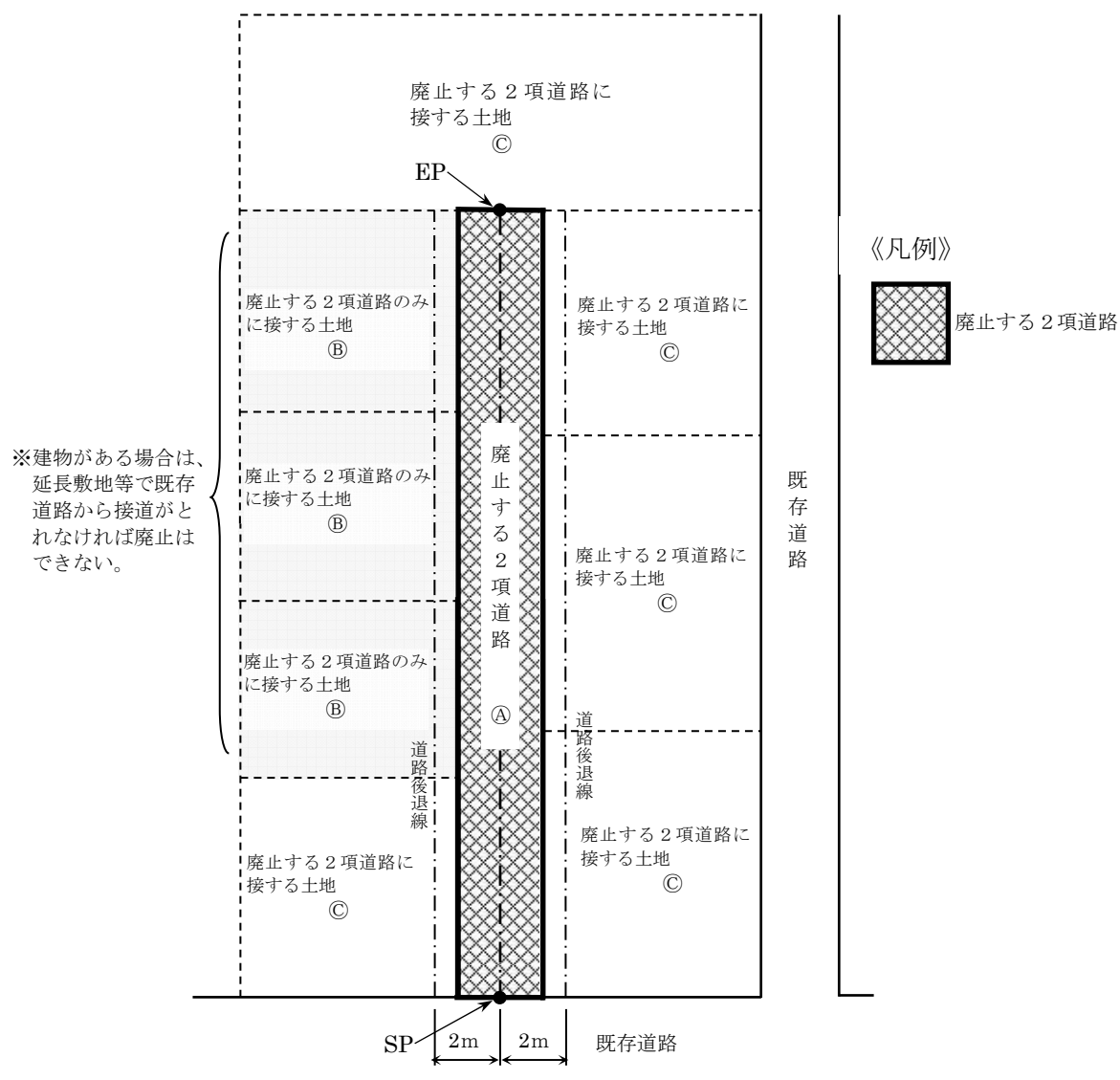
4 第 6 条第 2 項の規定に基づく事前審査承認通知書の交付から第 8 条第 1 項の規定に基づく申請書の提出までの期間が 1 年を超えるものについては、開発行為等の工事を伴うものであらかじめ工程を示したものを除き、その超えることとなる日前に当該申請書の提出の意思及び期日等について協議しなければならない。当該協議のないものについては、第 2 項の取りやめ届の提出があったものとみなす。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

図 1. 廃止承諾の範囲



- ① 土地の所有者からの廃止承諾（実印）が必要。《廃止申請書・通知書の承諾欄》
- ② 廃止する2項道路にのみ接するため、土地の所有者からの廃止承諾（認印で可）が必要。《廃止承諾書》
- ③ 既存道路に接道するため、廃止承諾は不要。（2項道路の実態的な利用や法上の緩和規定の適用を受けている可能性があるため、土地及び建物の所有者等に対して事前に説明するよう努めること。）

※廃止する2項道路とこれに接する土地の境界線が不明瞭な場合は、廃止する2項道路①の部分とみなして実印による廃止承諾とすること。